

## 愛知県立大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（以下「学則」という。）第58条に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、学則第20条に規定する入学資格を有する者とする。

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を希望する者は、所定の期日までに、入学検定料を納入した上、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 第2条に定める入学資格に係る卒業（見込）証明書及び成績証明書。ただし、本学（旧学部を含む）及び愛知県立看護大学の卒業生を除く。

(3) 履歴書

(4) その他学長が必要と認める書類

(入学の許可)

第5条 入学者の選考は各学部の教授会が行い、入学の許可は学長が行う。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、履修を許可された授業科目の編成内容によっては、当該授業科目の開講期間とする。

(履修科目)

第7条 科目等履修生は、本学において開講する授業科目のうちから履修することができる。ただし、特に定める授業科目についてはこの限りでない。

(履修単位数)

第8条 科目等履修生として履修することができる単位数は20単位以内とする。ただし、履修期間が6か月以内の場合は10単位以内とする。

(単位修得証明書)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合は、本人の願い出により、単位修得成績証明書を交付する。

(入学検定料の取扱い)

第10条 科目等履修生が複数の学部に出願する場合は、それぞれ入学検定料を納付するものとする。

(規程の準用)

第11条 科目等履修生に関しては、本規程のほか、本学学生に関する規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に本学の開業準備行為として行った平成21年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規程の相当規定に基づいて行った選考、入学手続き等とみなす。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。